

## 建設現場における遠隔臨場の実施要領 新旧対照表（参考）

旧（試行要領）	新（実施要領）
<p>（目的）</p> <p>第1 本要領は、<u>公共工事の建設現場における段階確認、材料確認及び立会（以下「段階確認等」という。）に遠隔臨場を試行し、受発注者の作業効率化を図るとともに、施工履歴の管理を行い、契約の適正な履行を確保すること</u>を目的とする。</p> <p><u>（用語の定義）</u></p> <p>第2 本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。</p> <p>（1）遠隔臨場：ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して段階確認等を行うものをいう。</p> <p>（2）ウェアラブルカメラ等：ヘルメットや体に装着若しくは着用が可能（ウェアラブル；Wearable）なデジタルカメラ又はAndroidやi-Phone等のモバイル端末をいう。</p> <p>（3）監督員等：監督員（総括監督員、主任監督員）及び監督補助員のことをいう。</p> <p>（対象工事）</p> <p>第3 原則として、<u>県土整備部が発注する全ての工事を対象とする。ただし、営繕工事については、別に定める。</u></p> <p><u>実施の可否は、受注者が工事契約後に監督員と協議を行い、決定するものとする。</u></p> <p><u>なお、遠隔臨場に必要な機器の準備と運用が可能であり、かつ効果の検証及び課題の抽出が期待できる下記に該当する工事は、可能な限り実施に努めることとする。</u></p> <p>（1）段階確認等が必要な工事</p> <p>（2）<u>本試行</u>を実施可能とする通信環境の確保及び映像確認ができる工事</p> <p>（適用の範囲）</p> <p>第4 本要領は、<u>所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、県が定める土木工事共通仕様書に規定する段階確認等を実施する場合に適用する。</u></p> <p><u>なお、ウェアラブルカメラ等の機器を用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行うことにより、監督員等が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場に代えることができるものとする。ただし、監督員等が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常の臨場による段階確認等を実施する。</u></p> <p><u>また、ウェアラブルカメラ等の使用は、段階確認等だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも効果が期待されることから、受注者の創意工夫等により、自発的に使用することを妨げるものではない。</u></p> <p>（施工計画書）</p> <p>第5 受注者は、遠隔臨場の実施に当たり、施工計画書及び添付資料に次の事項を記載し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>（1）適用種別</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>本要領</u>を適用する段階確認等の項目</p> <p>（2）機器構成及び仕様</p>	<p>（目的）</p> <p>第1 本要領は、<u>県土整備部が発注する建設工事（営繕工事を除く。以下同じ。）の現場における遠隔臨場を実施することにより受発注者の作業効率化及び契約の適正な履行を図り、もって生産性の向上及び受発注者の働き方改革の推進を図る</u>ことを目的とする。</p> <p>（対象工事）</p> <p>第2 <u>遠隔臨場を適用する建設工事は、</u>原則として、<u>県土整備部が発注する全ての工事を対象とする。</u></p> <p>2 遠隔臨場に必要な機器の準備と運用が可能であり、<u>次のいずれにも</u>該当する工事は、可能な限り実施に努めることとする。</p> <p>（1）<u>段階確認、材料確認及び立会（以下「段階確認等」という。）</u>が必要な工事</p> <p>（2）<u>遠隔臨場</u>を実施可能とする通信環境の確保及び映像確認ができる工事</p> <p><u>（実施の可否）</u></p> <p>第3 <u>受注者は、工事契約後に監督員（総括監督員及び主任監督員をいう。以下同じ。）と協議の上、実施の可否を決定するものとする。</u></p> <p>2 <u>動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ又はスマートフォン等のモバイル端末をいう。以下同じ。）等の機器を用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行うことにより、監督員及び監督補助員（以下「監督員等」という。）が確認するのに十分な情報を得ることができるときは、通常の現場臨場に代えて遠隔臨場を実施することが出来るものとする。ただし、監督員等が十分な情報を得られないと判断する場合には、通常の現場臨場を実施する。</u></p> <p>（適用範囲）</p> <p>第4 <u>遠隔臨場を適用する範囲は、</u>県が定める土木工事共通仕様書に規定する段階確認等とする。</p> <p><u>なお、前記適用範囲の規定は、現場不一致、事故などの報告時等の際に動画撮影用のカメラの活用を妨げるものではない。</u></p> <p>（施工計画書）</p> <p>第5 受注者は、遠隔臨場の実施に当たり、施工計画書及び添付資料に次の事項を記載し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>（1）適用種別</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>遠隔臨場</u>を適用する段階確認等の項目</p> <p>（2）機器構成及び仕様</p>

本要領に基づいて使用する映像と音声に関する機器構成及びその仕様

(遠隔臨場による段階確認等の実施)

第6 受注者は、遠隔臨場を行う場合は、以下の作業を実施しなければならない。

(1) 事前準備

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、実施時間、実施箇所(場所)や必要とする資料等について、監督員等の確認を受けること。段階確認等に必要資料等については、情報共有システムやメール等により監督員等に送付すること。

なお、監督員等による段階確認等の実施時間は、監督員等の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。

(2) 資機材の確認

受注者は、事前に監督員等との良好な双方向通信の環境を確保すること。  
また、必要な準備を行い、人員及び資機材等を監督員等に提供すること。

(3) 現場の確認

現場における確認箇所の位置関係を把握するため、受注者は実施前に現場周辺の状況を伝え、監督員等の確認を受けること。

(4) 実施

受注者は、工事名、工種、確認内容、設計値、測定値、使用材料等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示すること。記録に当たり、必要な情報を冒頭で読み上げ、監督員等による実施項目の確認を受けること。

また、終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督員等による実施結果の確認を受けること。

(5) 記録の保存

遠隔臨場の映像及び音声は、記録の保存を要しない。ただし、確認実施者が監督補助員の場合は、記録の保存を要する。この場合、監督補助員は使用するPC等にて録画し、情報共有システム等に登録して保管すること。

また、監督員はこの録画データにて、適正に遠隔臨場により段階確認等が実施されたことを確認すること。

(効果の把握)

第7 今後の適正な取組に資するため、試行を通じた効果の検証及び課題の抽出について、受注者及び監督員等を対象として、アンケート調査を実施するものとする。

(個人情報の取扱い)

第8 工事記録の映像や音声については、以下に留意すること。

(1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。

(2) ウェアラブルカメラ等を作業員に装着させて長時間撮影する場合、作業員のプライバシーに関する情報が含まれる場合があるため留意すること。

使用する映像と音声に関する機器構成及びその仕様

2 遠隔臨場を適用する段階確認等の項目については、別添「確認項目の適用性」を参考にするものとする。ただし、現場条件により適用性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用を拘束するものではなく、受発注者協議により判断すること。

(遠隔臨場による段階確認等の実施)

第6 受注者は、遠隔臨場を行う場合は、次に掲げる作業を実施しなければならない。

(1) 事前準備

① 資料等の事前確認

遠隔臨場の実施に先立ち、実施時間、実施箇所(場所)や必要とする資料等について、監督員等の確認を受け、段階確認等に必要資料等を情報共有システムやメール等により監督員等に送付すること。

なお、監督員等による段階確認等の実施時間は、監督員等の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。

② 機器の準備と運用

遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ等の資機材は受注者が準備、運用すること。

③ 中断時の対応方法

事前に受発注者間で協議を行い、基本的な対応方法について定めておくこととする。

なお、遠隔臨場が中断され、監督員等が十分な情報を得られず、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合には、受注者にその旨を伝え、通常の現場臨場又は机上確認に変更することも可能とする。

(2) 資機材の確認

事前に監督員等との良好な双方向通信の環境を確保すること。  
また、必要な準備を行い、人員及び資機材等を監督員等に提供すること。

(3) 現場の確認

現場における確認箇所の位置関係を把握するため、実施前に現場周辺の状況を伝え、監督員等の確認を受けること。

(4) 実施

工事名、工種、確認内容、設計値、測定値、使用材料等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示すること。記録に当たり、必要な情報を冒頭で読み上げ、監督員等による実施項目の確認を受けること。

また、終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督員等による実施結果の確認を受けること。

(5) 記録の保存

遠隔臨場の映像及び音声は、記録の保存を要しない。ただし、確認実施者が監督補助員の場合は、記録の保存を要する。この場合、監督補助員は使用するPC等にて遠隔臨場の映像(実施状況)を画面キャプチャ(PC等の画面表示を静止画像として保存)等で記録し、情報共有システム等で段階確認等の資料とともに監督員へ提出すること。

また、監督員はこの記録画像にて、適正に遠隔臨場により段階確認等が実施されたことを確認すること。

(効果の検証等)

第7 今後の適正な取組に資するため、受注者及び監督員等を対象として、技術企画課が実施するアンケート調査に対応するため、遠隔臨場の効果の検証及び課題の抽出をしておくこととする。

(留意事項)

第8 受注者は、遠隔臨場に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

(1) 被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。  
(2) 撮影しながら移動する場合は、進行方向の段差・障害物の有無を確認する等、安全対策に留意すること。

(3) 作業員のプライバシーを侵害する情報が配信されることのないように留意すること。

- (3) 受注者は、施工現場外が可能な限り映り込まないようにすること。
- (4) 受注者は、公的ではない建物の内部等一般に見られることが予定されていない場所が映り込まないようにすること。

(その他)

第9 本要領によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

- (4) 施工現場外が可能な限り映り込まないようにすること。
- (5) 公的ではない建物の内部等一般に見られることが予定されていない場所が映り込まないようにすること。
- (6) 故意に不良箇所を撮影しない等の行為は行わないこと。

(費用)

第9 遠隔臨場の実施に要する費用等の取扱いについては、別に定める。

(その他)

第10 本要領によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

## 【別添】

### ※建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案) (令和4年3月国土交通省) より抜粋

#### 7.3 確認項目の適用性

汎用的な動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等の機器を用いた場合の遠隔臨場の適応性を別表 1、2、3 に示す。

○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等又は現場臨場が必要になる確認項目

なお、適応性は、これまで実施した建設現場の遠隔臨場の試行結果（アンケート調査結果）より整理したものであり、「○：汎用的な機器で実施可能な確認項目」において受注者の創意工夫（特殊な機器の使用等）を妨げるものではない。また、「△：特殊な機器等又は現場臨場が必要になる確認項目」は、現在の測定機器等に加え、特殊な機器（AI 等の汎用化されていない機器）もしくは現場臨場を必要とする確認項目である。

遠隔臨場を適用する工種、細別等は、別表 1～3 を参考とする。但し、現場条件により適用性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用を拘束するものではなく、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。



別表1 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 1/4

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等が必要になる確認項目

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
指定仮設工 ※1		設置完了時	使用材料	○
指定仮設工 ※1		設置完了時	高さ、深さ	○
指定仮設工 ※1		設置完了時	幅、長さ	○
掘削工 ※2		土（岩）質の変化した時	土（岩）質	△
掘削工 ※2		土（岩）質の変化した時	変化位置 ※3	○
掘削工 ※2		土（岩）質の変化した時	変化位置 ※4	△
道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		ブルーフローリング 実施時	ブルーフローリング 実施状況	△
表層安定処理工	表層混合処理、路床安定処理	処理完了時	使用材料	○
表層安定処理工	表層混合処理、路床安定処理	処理完了時	基準高	○
表層安定処理工	表層混合処理、路床安定処理	処理完了時	幅	○
表層安定処理工	表層混合処理、路床安定処理	処理完了時	延長	○
表層安定処理工	表層混合処理、路床安定処理	処理完了時	施工厚さ	○
表層安定処理工	置換	掘削完了時	使用材料	○
表層安定処理工	置換	掘削完了時	幅	○
表層安定処理工	置換	掘削完了時	延長	○
表層安定処理工	置換	掘削完了時	置換厚さ	○
表層安定処理工	サンドマット	処理完了時	使用材料	○
表層安定処理工	サンドマット	処理完了時	幅	○
表層安定処理工	サンドマット	処理完了時	延長	○
表層安定処理工	サンドマット	処理完了時	施工厚さ	○
パーティカルドレーン工	サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、 ペーパードレーン	施工時	使用材料（サンド）	○
パーティカルドレーン工	サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、 ペーパードレーン	施工時	使用材料（ペーパー）	○
パーティカルドレーン工	サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、 ペーパードレーン	施工時	打込長さ	○
パーティカルドレーン工	サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、 ペーパードレーン	施工完了時	施工位置	○
パーティカルドレーン工	サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、 ペーパードレーン	施工完了時	杭径	○
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料	○
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	打込長さ	○
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工完了時	基準高	○
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工完了時	施工位置	○
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工完了時	杭径	○
固結工	粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、 セメントミルク攪拌、生石灰パイル	施工時	使用材料	○
固結工	粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、 セメントミルク攪拌、生石灰パイル	施工時	深度	○
固結工	粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、 セメントミルク攪拌、生石灰パイル	施工完了時	基準高	○
固結工	粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、 セメントミルク攪拌、生石灰パイル	施工完了時	位置・間隔	○
固結工	粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、 セメントミルク攪拌、生石灰パイル	施工完了時	杭径	○

※1：仮設道路、仮橋工、仮橋切工、土留工等 ※2：河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工

※3：変化位置を色の変化等により確認する場合

※4：変化位置を打音検査等により確認する場合

別表1 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 2/4

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
固結工	薬液注入	施工時	使用材料	○
固結工	薬液注入	施工時	深度	○
固結工	薬液注入	施工時	注入量	○
矢板工（仮設を除く）	鋼矢板	打込時	使用材料	○
矢板工（仮設を除く）	鋼矢板	打込時	長さ	○
矢板工（仮設を除く）	鋼矢板	打込時	溶接部の適否	○
矢板工（仮設を除く）	鋼矢板	打込完了時	基準高	○
矢板工（仮設を除く）	鋼矢板	打込完了時	変位	○
矢板工（仮設を除く）	鋼管矢板	打込時	使用材料	○
矢板工（仮設を除く）	鋼管矢板	打込時	長さ	○
矢板工（仮設を除く）	鋼管矢板	打込時	溶接部の適否	○
矢板工（仮設を除く）	鋼管矢板	打込完了時	基準高	○
矢板工（仮設を除く）	鋼管矢板	打込完了時	変位	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	打込時	使用材料	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	打込時	長さ	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	打込時	溶接部の適否	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	打込時	杭の支持力	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	打込完了時（打込杭）	基準高	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	打込完了時（打込杭）	偏心量	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	掘削完了時（中継杭）	掘削長さ	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	掘削完了時（中継杭）	杭の先端土質	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	施工完了時（中継杭）	基準高	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	施工完了時（中継杭）	偏心量	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	杭頭処理完了時	杭頭処理状況	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭、大口径杭	掘削完了時	掘削長さ	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭、大口径杭	掘削完了時	支持地盤	△
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭、大口径杭	鉄筋組立て完了時	使用材料	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭、大口径杭	鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭、大口径杭	施工完了時	基準高	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭、大口径杭	施工完了時	偏心量	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭、大口径杭	施工完了時	杭径	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭、大口径杭	杭頭処理完了時	杭頭処理状況	○
深礎工		土（岩）質の変化したとき	土（岩）質	△
深礎工		土（岩）質の変化したとき	変化位置 ※1	○
深礎工		土（岩）質の変化したとき	変化位置 ※2	△
深礎工		掘削完了時	長さ	○
深礎工		掘削完了時	支持地盤	△
深礎工		鉄筋組立て完了時	使用材料	○
深礎工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	○

※1：変化位置を色の変化等により確認する場合

※2：変化位置を打音検査等により確認する場合



別表1 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 3/4

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
深礎工		施工完了時	基準高	○
深礎工		施工完了時	偏心量	○
深礎工		施工完了時	径	○
深礎工		グラウト注入時	使用材料	○
深礎工		グラウト注入時	使用量	○
オープンケーソン基礎工、 ニューマチックケーソン 基礎工		鉄骨据え付け完了時	使用材料	○
オープンケーソン基礎工、 ニューマチックケーソン 基礎工		鉄骨据え付け完了時	施工位置	○
オープンケーソン基礎工、 ニューマチックケーソン 基礎工		本体設置前 (オープンケーソン)	支持層	△
オープンケーソン基礎工、 ニューマチックケーソン 基礎工		土(岩)質の変化したとき	土(岩)質	△
オープンケーソン基礎工、 ニューマチックケーソン 基礎工		土(岩)質の変化したとき	変化位置 ※1	○
オープンケーソン基礎工、 ニューマチックケーソン 基礎工		土(岩)質の変化したとき	変化位置 ※2	△
オープンケーソン基礎工、 ニューマチックケーソン 基礎工		鉄筋組立て完了時	使用材料	○
オープンケーソン基礎工、 ニューマチックケーソン 基礎工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	○
鋼管井筒基礎工		打込時	使用材料	○
鋼管井筒基礎工		打込時	長さ	○
鋼管井筒基礎工		打込時	溶接部の適否	○
鋼管井筒基礎工		打込時	支持力	○
鋼管井筒基礎工		打込完了時	基準高	○
鋼管井筒基礎工		打込完了時	偏心量	○
鋼管井筒基礎工		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	○
置換工(重要構造物)		掘削完了時	使用材料	○
置換工(重要構造物)		掘削完了時	幅	○
置換工(重要構造物)		掘削完了時	延長	○
置換工(重要構造物)		掘削完了時	置換厚さ	○
置換工(重要構造物)		掘削完了時	支持地盤	△
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	○
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	○
護岸工	法覆工(覆土工がある場合)	覆土前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	○
護岸工	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	○

※1: 変化位置を色の変化等により確認する場合

※2: 変化位置を打音検査等により確認する場合

別表1 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 4/4

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
重要構造物 ※1		土(岩)質の変化したとき	土(岩)質	△
重要構造物 ※1		土(岩)質の変化したとき	変化位置 ※3	○
重要構造物 ※1		土(岩)質の変化したとき	変化位置 ※4	△
重要構造物 ※1		床掘削完了時	支持地盤(直接地盤)	△
重要構造物 ※1		鉄筋組立て完了時	使用材料	○
重要構造物 ※1		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	○
重要構造物 ※1		埋戻し前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	○
躯体工、RC躯体工		音座の位置決定時	音座の位置	○
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料	○
床版工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	○
鋼橋		仮組立て完了時 (仮組立てが省略となる 場合を除く)	キャンバー	○
鋼橋		仮組立て完了時 (仮組立てが省略となる 場合を除く)	寸法	○
桁製作工 ※2		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	○
桁製作工 ※2		プレストレス導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比	○
桁製作工 ※2		PC鋼線・鉄筋組立て完了 時(工場製作を除く)	使用材料	○
桁製作工 ※2		PC鋼線・鉄筋組立て完了 時(工場製作を除く)	設計図書との対比	○
トンネル掘削工		土(岩)質の変化したとき	土(岩)質	△
トンネル掘削工		土(岩)質の変化したとき	変化位置 ※3	○
トンネル掘削工		土(岩)質の変化したとき	変化位置 ※4	△
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)	吹き付けコンクリート厚	○
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)	ロックボルト 打ち込み本数	○
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)	ロックボルト 打ち込み長さ	○
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	○
トンネル覆工		コンクリート打設後	出来形寸法	○
トンネルインバート工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	○

※1: 函蓋工(樋門・樋管を含む)、躯体工(橋台)、RC躯体工(橋脚)、橋脚フーチング工、RC擁壁、砂防ダム、堰本体工、排水機場本体工、水門工、共同溝本体工

※2: ポストテンションT(I)桁製作工、プレキャストブロック桁組立工、プレビーム桁製作工、PCホロースラブ製作工、PC版桁製作工、PC箱桁製作工、PC片持箱桁製作工、PC押し箱桁製作工、床版・横組工

※3: 変化位置を色の変化等により確認する場合

※4: 変化位置を打音検査等により確認する場合



別表2 遠隔臨場に関する「材料確認」確認項目一覧

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等が必要になる確認項目

区分	材料名	試験項目		適応性
全般	JIS規格製品	資料確認		○
セメントコンクリート製品	コンクリート杭、 コンクリート矢板	外観試験		○
	レディーミクストコンクリート	強度試験	圧縮強度	○
		強度試験	曲げ強度	○
		スランプ試験		○
		スランプフロー試験		○
		空気量		○
		塩化物含有量		○

別表3 遠隔臨場に関する「立会」確認項目一覧 1/3

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等が必要になる確認項目

項目					適応性
分類	細別	象の名称	確認事項	備考（『土木共通仕様書』より）	
土工	河川土工・海岸土工・砂防土工	一般事項	地山の土及び岩の分類	地山の土及び岩の分類は、表1-2-1によるものとする。受注者は、設計図書に示された現地土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。	△
土工	道路土工	一般事項	地山の土及び岩の分類	地山の土及び岩の分類は、表1-2-1によるものとする。受注者は、設計図書に示された現地土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。	△
土木工事材料	道路標識及び区画線	道路標識	反射シート	反射シートは、塵芥にさらされても、著しい色の変化、ひび割れ、割れが生じないものとする。 なお、受注者は、表2-2-27、表2-2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督職員の確認を受けなければならない。	○
一般施工	一般舗装工	コンクリート舗装補修工	アスファルト注入材材量の使用量の確認	アスファルト注入材の使用量の確認は、質量検収によるものとし、監督職員の立会の上に行うものとする。 なお、受注者は、使用する計測装置について、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。	○
一般施工	地盤改良工	固結工	薬液注入工事前の確認事項	受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について監督職員の確認を得なければならない。 (1) 工法関係 ① 注入圧② 注入速度③ 注入順序④ ステップ長 (2) 材料関係 ① 材料（購入・流通経路を含む）② グルタイム③ 配合	△
一般施工	植栽維持工	材料	樹木類の受入検査	受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場納入時に監督職員の確認を受けなければならない。また、必要に応じて現地（栽植地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地納入時不良となったものは使用してはならない。	○
一般施工	植栽維持工	樹木・芝生管理工	植栽樹木の植替え	枯死、または形姿不良の判定は、受注者と受注者が立会の上行うものとし、植替えの時期について、受注者と協議しなければならない。	○
樋門・樋管	付属物設置工	境界工	境界杭（鉄）の設置位置	受注者は、境界杭（鉄）の設置位置については、監督職員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に連絡しなければならない。	○
河川維持	堤防養生工	芝養生工	肥料	受注者は、使用する肥料の種類、散布量及び配合は設計図書によらなければならない。また、肥料については、施工前に監督職員に確認を得なければならない。 なお、設計図書に示す材料、使用量及び配合等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	○
河川維持	構造物補修工	ボーリンググラウト工	機械の移動	受注者は、監督職員が行うせん孔長の確認後でなければ、せん孔機械を移動してはならない。	○
砂防堰堤	コンクリート堰堤工	コンクリート堰堤本体工	接合部の止水性の確認	受注者は、止水剤接合完了後には、接合部の止水性について、監督職員の確認を受けなければならない。	△

別表3 遠隔臨場に関する「立会」確認項目一覧 2/3

項目					適応性
分類	細別	条の名称	確認事項	備考（『土木共通仕様書』より）	
砂防堰堤	砂防堰堤付属物設置工	境界工	境界杭（紙）の設置位置	受注者は、境界杭（紙）の設置位置については、監督職員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に連絡しなければならない。	○
斜面对策	地下水排除工	一般事項	検尺	受注者は、検尺を受ける場合は、監督職員立会のうえでロッドの引張を行い、その延長を計測しなければならない。ただし、検尺の方法について監督職員が、受注者に指示した場合にはこの限りではない。	○
コンクリートダム	掘削工	岩盤面処理	監督職員の確認	受注者は、本条第3項及び第4項の作業完了後、監督職員の確認を受けなければならない。	△
コンクリートダム	掘削工	基礎岩盤の確認	一般事項	受注者は、岩盤掘削が完了したときには、基礎岩盤としての適否について、監督職員の確認を受けなければならない。	△
コンクリートダム	掘削工	岩盤確認後の再処理	岩盤確認後の再処理	受注者は、以下の場合には、監督職員の指示に従い第9編9-1-3-5 岩盤面処理4項の岩盤掘削を行い、コンクリート打設直前に監督職員の再確認を受けなければならない。 (1) 基礎岩盤の確認終了後の岩盤を、長期開放した場合。 (2) 基礎岩盤の確認後、岩盤の状況が悪く変化した場合。	△
コンクリートダム	ダムコンクリート工	原石骨材	表土処理	受注者は、表土の取り除きが完了したときには、原石としての適否について、監督職員の確認を受けなければならない。	△
コンクリートダム	ダムコンクリート工	打込み開始	打継目	受注者は、コンクリートの打込みに先立ち、打継目の処理及び溝溝、型枠、鉄筋、各種埋設物の設置について、監督職員の確認を受けなければならない。	○
コンクリートダム	埋設物設置工	冷却管設置	通水試験	受注者は、冷却管及び附属品の設置が完了したときには、コンクリートの打込み前に通水試験を行い、監督職員の確認を得なければならない。	△
コンクリートダム	埋設物設置工	継目グラウチング設備設置	一般事項	受注者は、継目グラウチング設備の設置が完了したときには、監督職員の確認を受けなければならない。	○
コンクリートダム	埋設物設置工	止水板	接合部の止水性	受注者は、止水板検査完了後には、接合部の止水性について、監督職員の確認を受けなければならない。	△
コンクリートダム	パイプクーリング工	冷却工	冷却完成後の処置	(2) 受注者は、継目グラウチングを行った後、監督職員の立会のもとに冷却管内にセメントミルクを充填しなければならない。	○
コンクリートダム	ブレイキング港	施工設備等	圧力計	受注者は、設計図書に示す仕様の圧力計を使用するものとし、使用前には検査を行い、使用する圧力計について監督職員の確認を得なければならない。 また、圧力計の設置場所は、監督職員の承認を得なければならない。	○
コンクリートダム	ブレイキング工	施工	洗浄及び水押しテスト	受注者は、埋設管のパイプ詰まりの発生、継目部の洗浄、測えい箇所の特出のため、洗浄及び水押しテストを行い、監督職員の確認を得なければならない。	△
コンクリートダム	ブレイキング港	施工	注入	(1) 受注者は、すべての準備が完了し、監督職員の確認を受けた後、注入を開始しなければならない。	○
フィルダム	掘削工	基礎地盤面及び基礎岩盤面処理	監督職員の立会	受注者は、基礎地盤及び基礎岩盤の整形状況については、監督職員の立会を受けなければならない。	△



別表3 遠隔現場に関する「立会」確認項目一覧 3/3

項目					適応性
分類	細別	条の名称	確認事項	備考（『土木共通仕様書』より）	
フィルダム	掘削工	基礎地盤面及び基礎岩盤確認	基礎地盤確認	受注者は、基礎地盤の掘削及び整形が完了したときは、基礎地盤としての適否について、監督職員の確認を受けなければならない。	△
フィルダム	掘削工	基礎地盤面及び基礎岩盤確認	基礎岩盤確認	受注者は、基礎岩盤の掘削が完了したときは、基礎岩盤としての適否について、監督職員の確認を受けなければならない。	△
フィルダム	盛立工	一般事項	盛立再開時の処理	受注者は、表層間にわたって盛立を中止し、その後盛立を再開する場合は、表層部のかき起こし、締め直しなど盛立材に応じた方法で新設の盛立部分が一層となるように盛立面を処理し、監督職員の確認を受けなければならない。	△
フィルダム	盛立工	材料採取	表土処理	受注者は、表土の取り除きが完了したときは、材料の適否について、監督職員の確認を受けなければならない。	△
基礎グラウチング	ボーリング工	せん孔	せん孔機械の移動	受注者は、監督職員が行うせん孔長の確認後でなければ、せん孔機械を移動してはならない。	○
舗装	道路植栽工	材料	樹木類の受入検査	受注者は、道路植栽工で使用する樹木類については、現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。 また、必要に応じ現地（敷地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の腐敗、荷重、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。	○
舗装	道路植栽工	道路植栽工	植栽樹木の植替え	(5) 枯死、または形姿不良の判定は、発注者と受注者が立会の上行うものとし、植替えの時期について、発注者と協議しなければならない。	○
トンネル（NATM）	トンネル掘削工	掘削工	岩区分の境界確認	受注者は、設計図書における岩区分（支保パターン含む）の境界を確認し、監督職員の確認を受けなければならない。また、受注者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督職員と協議する。	△

附 則  
この要領は、令和5年2月1日から施行する。